

# 公益社団法人二戸市シルバー人材センター 会 員 会 費 規 程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人二戸市シルバー人材センター定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

## (会費の額)

第2条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、第1号から第3号に定める額とする。ただし、入会初年度の10月以降に入会した場合の会費の額は、第4号により算出した額とする。

(1) 正 会 員 年額 2,000 円

(2) 特別会員 年額 2,000 円

(3) 賛助会員 年額 2,000 円

(4) 第1号から第3号の会員の年額に、加入月の割合を乗じて得た額を控除した額

ア 10月、11月加入 30%

イ 12月、1月加入 60%

ウ 2月、3月加入 90%

2 前項の会費については、病気等の理由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

## (納入期日)

第3条 会費は、毎年1回6月末日までに納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新規入会者は入会を承認された後、1カ月以内に納入するものとする。

## (会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

## (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日設立)

2 正会員会費規程(平成4年10月26日制定)は、廃止する。

## 附 則

この規程は、平成27年5月29日から施行する。(第2条第1項、第3条第2項改正)